

後を絶たない米軍人による道路交通法違反事件及び在沖米海軍兵による公務執行妨害事件に対する意見書

本年、9月26日午前4時55分、本町伊平の道路において、在沖米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹（31歳）の呼気から0.2ミリグラムのアルコールが検出され、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕。11月7日午前3時18分にも、本町美浜の町道において、米海兵隊キャンプ・フォスター所属の上等兵（20歳）が、同様な容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

また道路交通法違反以外にも、10月25日午前1時32分、北谷二丁目の駐車場において、米海軍キャンプシールズ所属の二等兵曹（25歳）が、職務質問中の制服警察官の胸を両手拳で突き飛ばす暴行を加えたとして、公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。同容疑者の呼気からは、基準値の約4.5倍のアルコールが検出された。

飲酒による事件や事故のそのほとんどは、米軍が定めた外出禁止時間外リバティー制度に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではなく強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の規制を強化させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に一致させるよう早急に改定されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月12日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長